

岡山県児島湖流域下水道児島湖浄化センターの
下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格審査
申請書の記入及び提出方法について

岡山県児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札の参加資格の審査を希望される方は、次のとおり書類を提出してください。

◎ 申請書の提出方法

1 受付期間

令和8年1月5日(月)から同月30日(金)まで(ただし土曜、日曜及び祝日は除く)の午前9時から午後4時まで(ただし正午から午後1時の間を除く)
※郵送の場合は、上記の期間中に必着とすること。

2 受付場所

岡山市北区弓之町6番1号(〒700-8604)
岡山県備前県民局建設部建設企画課(備前県民局庁舎4階)
電話(086)233-9838

3 提出方法

受付場所へ持参又は書留郵便若しくは信書便にて郵送すること。
早めの提出にご協力をお願いします。

◎ 資格の有効期間

資格審査の結果、有資格者であると認められた場合、その資格の有効期間は入札参加資格を付与した日から、翌年度の3月末日までとなります。

◎ 入札参加資格の審査を受けることができない者

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者
- 2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者(その延滞金が未納である者を含む。)
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項に規定する知事の許可(汚泥に係るもの)を受けていない者
- 4 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の許可を受けていない者
- 5 電子マニフェストシステムに加入していない者
- 6 岡山県内に本社又は本店を有していない者
- 7 平成16年度以降のいずれかの年度において、岡山県内における下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道に係る下水汚泥を1,000トン以上運搬した実績を有していない者
- 8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロの役員をいう。)が次に掲げる者のいずれかに該当する法人
 - イ 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。ロ及びハにおいて同じ。)に該当する者
 - ロ 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。ハにおいて同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - ハ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 9 8イからハまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している者
- 10 過去2年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者